



石川労働局発表
令和6年7月18日(木)

【照会先】
石川労働局雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 山口 明弘
室長 補佐 秋田 英紀
電話 076(265)4429

報道関係者 各位

改正育児・介護休業法等に関する特別相談窓口を設置

～ 育児・介護休業法及び次世代法が改正されました！～

石川労働局(局長 八木 健一)は、令和7年4月から段階的に施行される「育児・介護休業法」及び「次世代育成支援対策推進法(次世代法)」の改正点等の間合わせに対応するため、令和6年7月2日に特別相談窓口を設置しました。

特別相談窓口では改正内容や現行制度のお問合わせのほか、仕事と育児・介護の両立支援制度、一般事業主行動計画の策定、仕事と育児・介護の両立で困っている等の相談に対応いたします。

中小企業事業主、女性労働者、男性労働者、パートタイム・有期雇用労働者などの非正規雇用労働者等あらゆる方からの相談を受け付けますので、ぜひご利用ください。

なお、石川労働局では、省令等で詳細が定められた後に法改正点についての説明会を実施する予定としています。

日程が決まり次第、石川労働局のホームページに掲載します。

<改正育児・介護休業法等特別相談窓口>

- 開設期間：令和6年7月2日(火)～
- 開設時間：午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日・年末年始を除く)
- お問合せ先：石川労働局雇用環境・均等室
金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6階
☎ 076-265-4429

このようなご相談はありませんか？

- 育児・介護休業法、次世代法の改正ポイントを知りたい。
- 法改正に伴い、会社が対応すべきことを知りたい。
- 会社で初めて男性が出生時育児休業を取得するが、手続きの仕方がわからない。
- 男性は育児休業を取得させてもらえない。
- 育児休業から復帰するにあたり、正社員からパートになるよう強要された。